

論壇

親族扶養から公的扶養へ

民法、生活保護法の見直しと最低保障年金の確立を

はじめに

親族扶養は、される方からする方へ、そして、再びされる方へ誰もが避けて通れない重要な問題である。かつて、伝統的に家族間の問題であった扶養が、第2次世界大戦を経て大きく公的扶養の問題として考えられるようになった。わけでも、世帯構成の変化、女

性の社会進出、さらに少子高齢長寿社会となり家族内の問題として処理できなくなったのである。このような状況にあって、依然として明治の扶養義務を前提として生活保護法は規定されている。これらの問題点について考えてみたい。

1 扶養義務の根拠、内容

親族扶養の根拠については、親族が相より相扶けることは自然の人情であり道徳上の義務であるが、これが法律上当然の扶養義務として、認められる根拠にはならず、必ずしも明確にされてはいない(注釈民法(23)親族昭60)。

扶養義務の内容として、「生活保持義務」と「生活扶助義務」の2つが考えられている。前者は、扶養すること自体がその身分関係の本質的不可分の要素で、相手方の生活を扶養することが自己の生活を保持するもの、すなわち同一水準まで扶養する義務(一杯の飯も分け与えるべき義務)であり、後者は、一方が何らかの理由により生活不能となった場合に、他方がその者の生活を支持することを

2 私的扶養と公的扶養

明治民法においては、長子が家督相続をする代わりに親の扶養に責任をもち、配偶者や直系卑属の扶養より優先することが明記されていた。

法では、憲法24条における両性の本質的平等の理念のもとに、750条において、婚姻の独立及び夫婦の同居、協力、扶助という婚姻関係の基本原則が示されている。このような規定振りにもかかわらず、今なお通説は「生活保持義務」で考えられている。

保障という観点から考えるが、私有財産制度を認める社会体制のもとでは、そこにおのずと限界があり、私的扶養を公的扶養に優先させるのは一応やむを得ない。しかし、私的扶養の範囲を明確にしないと国による生存権の保障が不十分になり、家族に負担がかかりすぎる。この点を明確にしたうえで公的扶養の必要性が指摘されており(利谷信義平11)、現状では妥当であると思う。

3 私的扶養優先の生活保護法

代えることを理想とする考えが出されていた。その後、公的扶養の必要性は種々論じられていた(例えば渡辺洋三昭48)。もっとも、近年においても「生活保持義務」を課すべきとする見解もある(米倉明平元)。

公的扶養として経済面は、憲法第25条に基づき、昭和25年に現行生活保護法が成立し、昭和36年には老後の保障等として基礎年金制度が導入された。なお、介護に対しては、平成12年に介護保険制度が導入された。

①資産能力活用原則
②民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとして、保護の補足性、私的扶養優先を規定している(生保4)。

し、その他の親族は、「相対的扶養義務」と区別している。また、程度・内容という点からは、夫婦間、親の未成年子に対する扶養は「生活保持義務」、その他は「生活扶助義務」とする中川理論で考えられている。近年は、民法上の扶養義務が優先するという基本原則は維持すべきものの、社会常識や実効性の観点から、個々のケースの状況や地域の実情に応じ考慮され



遠藤みち 【豊島】

おわりに

特に、昨今のリストラされたる若者への対応のように行政も柔軟になってきている。

世帯単位の原則は、現行法成立当時、家制度は形式的には消滅したが、夫婦親子の範囲を超えたより大きな生活共同体が現存していたこと、保護の実施上の技術的観点から世帯通減利益を考慮するものとの趣旨による。ただし、同一世帯であっても、これによりがたいときは、個人を単位として世帯分離を規定している(生保10但書)。

私的扶養と公的扶養の関係については、すべてが公的扶養で行われるように税金を負担するか、私的扶養を優先させたうえで公的扶養かは国民の人生観の問題であり、また、納税と受益をどう均衡させるか選択の問題でもある。さしたっては、優先される私的扶養規定の範囲、内容について、民法及び生活保護法は同時に時代に即応した規定に見直されなければならない。

大正生まれの中川善之助教授らは、昭和22年家族法改正当時、救護法(昭4)や、GHQからの公的扶助改正の要請等を念頭に、将来のあるべき扶養規定を思いいつつも、明治生まれの保守派の前に、「つなぎ的存在」であるとして、現行規定に妥協せざるを得なかった状況に思いを馳せることができる。

このような点からも、兄弟姉妹は直系血族と同等の扶養義務から外し、特別の事情がある場合にのみ考慮すべきである。現行法では、兄弟姉妹に扶養能力があれば生活保護は受けられない。

ここで、生活保護費受給者の状況を見ると、60歳以上が50・2%を占めている(平18)。いかに年金で保障されるかということである。そして給付額は、東京都の65歳の単身者で平成21年度は年額95万4360円で、住宅がない場合最高額で64万4400円が加算される。これに対して基礎年金の同年度額は79万2100円である。

次に生活保持義務は、未成年の子に限定すべきである。通説は直系血族、配偶者も対象としているが、夫婦間は、扶助協力義務で(民752)、別産制とされる法定夫婦財産制(民762)、婚姻費用の分担(民760)、日常家事債務の連帯責任(民761)という規定からも扶養関係ではないと思う。

現在の夫婦は対等に働き、お互いに憲法25条の文

紙面の都合上、注記を最小限に止めさせていただきます。